

## 第9 会社法改正と企業統治の改革

### 1 法制審議会での審議開始

法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会での新たな会社法改正の審議が2017（平成29）年4月26日から始まった。同部会での審議は、商事法務研究会下の会社法研究会の報告書に基づいて開始された。

2015年（平成27年）5月1日施行の改正会社法（以下「改正法」という）の附則第25条において、社外取締役の選任に関する規律について、施行後2年を経過した時点で見直し、必要に応じて、社外取締役の設置の義務づけ等の措置を行うものとされている。法制審においても、会社法研究会同様に、この点を含めて、取締役、取締役会及び株主総会に関連した企業統治に関する事項を中心に検討が進められた。2018（平成30）年2月には「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」について意見募集（パブリックコメント）が実施され、日弁連・東弁等が意見書を提出した。法制審議会は、2019（平成31）年2月14日会議において要綱をまとめ、付帯決議をして、法務大臣に答申した。そして、内容を一部変更したうえで2019（令和元）年12月4日、改正法が成立した。

改正法の主な内容は後述のとおりであり、基本的に適切なものと評価できるが、今後も、企業統治のあり方は、企業家だけの問題ではなく社会問題でもあるとの視点から取り組んでいく必要がある。

### 2 要綱の主な内容

#### (1) 株主総会資料の電子提供制度

招集通知の添付資料を原則としてWeb上での提供で足りるようにすることとされている。これは原則として是とすべきであり、例外として紙での交付を求められた場合の対応についてどのように規定するかが問われている。改正法のとおり、インターネット利用が困難な株主を保護するためには定款によっても排除できないとすることが妥当である。

#### (2) 株主提案権の「濫用的行使」の有無と規制の必要

株主提案権の濫用的行使に対する立法措置として、議案の数の制限と、目的等による提案の制限が提案されていた。しかし、濫用的行使といわれる事例は少なく、むしろ、現状では、企業不祥事に端を発して株主提案権が行使される場合が少なくないから、安易に株主提案権の行使を規制するべきではない。目的等による提案の制限は衆議院法務委員会における審議により削除されたが、議案の数の制限に関する改正法の内容についても、慎重に検討すべきである。

#### (3) 取締役の報酬等、会社補償及びD&O保険（役員賠償責任保険）・責任限定

取締役がリスクをとって、より積極的な活動をするよう適切なインセンティブを付与することを目的として、取締役の報酬をより中長期の視点から成果主義的なものとし、他方、取締役の責任が問われた場合における取締役の負担を軽減するための方策が規定されている。

前者は、具体的には、報酬等の決定方針、金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め、取締役の報酬等である株式及び新株予約権に関する特則、情報開示の充実についての規律の見直しが規定されている。後者は、補償契約および役員等のために締結される保険契約（D&O保険等）の規定を会社法に設けることとされている。

取締役が株主への配当さえ増やせば、それに依って多額の報酬を受け取ることができ、さらに、取締役がリスクをとりやすくするために責任軽減の範囲を広げるという方向性には、社会の公器としての会社のあり方として、限界があることを認識して議論すべきであろう。

#### (4) 新たな社債管理制度

社債管理者を置かない社債を対象としたより簡素な社債管理制度として、社債管理補助者を設けることが規定されている。その資格要件である「その他法務省令で定める者」として弁護士及び弁護士法人が想定されているところであり、改正後の実務についても、積極的に検討する必要がある。また、元利金の減免に関する規律や、全員の同意がある場合の社債権者集会の決議の省略についても規定されている。

#### (5) 社外取締役の選任の義務付等

ア 上場企業における複数の社外取締役の選任が進んでいる中で、有価証券報告書の提出を義務付けられている会社について、社外取締役の選任を会社法で義務付けることが提案されている。当初の目的は達したといえるものの、どこまでモニタリングモデルを進めるのが妥当なのかという議論にかかわってくると考えられる。

イ 社外取締役がどのような行為をした場合「会社の業務を執行」したことになるのかという問題について、「取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるとき」に社外取締役に委託することができるものとし、その場合には「株式会社の業務の執行」（会社法2条15号イ）に該当しないとすることが規定されている。

#### (6) 株式交付

株式会社が他の株式会社をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付する場合について、新たに規律することが規定されている。

#### (7) 代表訴訟における和解の規律

代表訴訟（責任追及等の訴え）において、株式会社として和解するための手続について規定されている。

#### (8) 取締役等の欠格条項の削除及びこれに伴う規律の整備

成年被後見人に関する欠格条項がノーマライゼーション等の見地から削除されることを受けて、就任の承諾、行為能力の制限による取消しの否定等について規定されている。